

日本語指導が必要な児童生徒に対する
指導の在り方について
(審議のまとめ(案))

参考資料

文部科学省 初等中等教育局
国際教育課

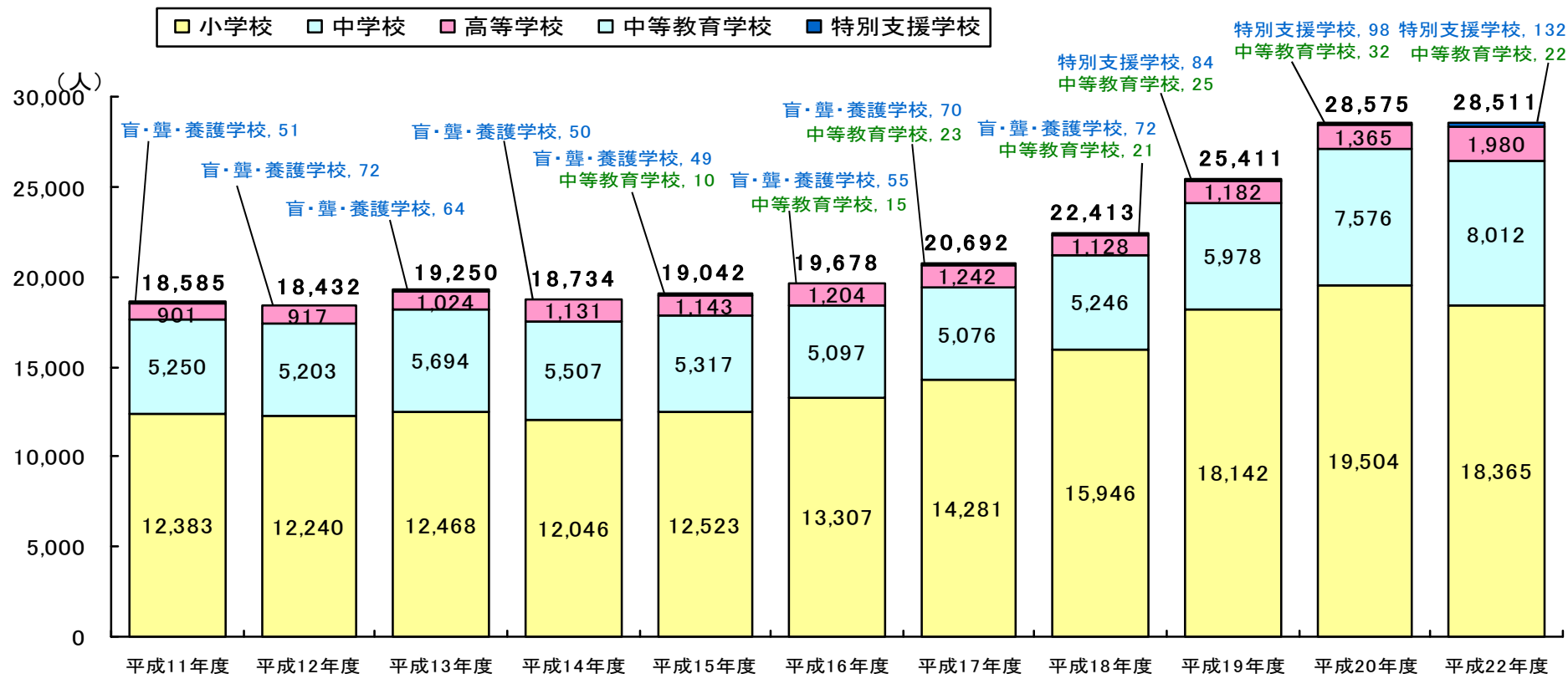
1. はじめに

- (1) 日本語指導が必要な児童生徒を取り巻く
現状及び課題

1. (1)－1 日本語指導が必要な外国人児童生徒の数

○ 国際化の進展等に伴い、平成24年5月現在、我が国の公立の小・中・高等学校等に在籍する外国人児童生徒の数は、約7万2千人。また、平成22年9月現在、これらの公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒の数は、約2万9千人。

→ 日本語指導が必要な児童生徒は公立学校に多数在籍。



(出典) 文部科学省「平成22年度日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」 (各年9月1日現在)

※1 本調査における「日本語指導が必要な児童生徒」とは、「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒」及び「日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒」を指す。

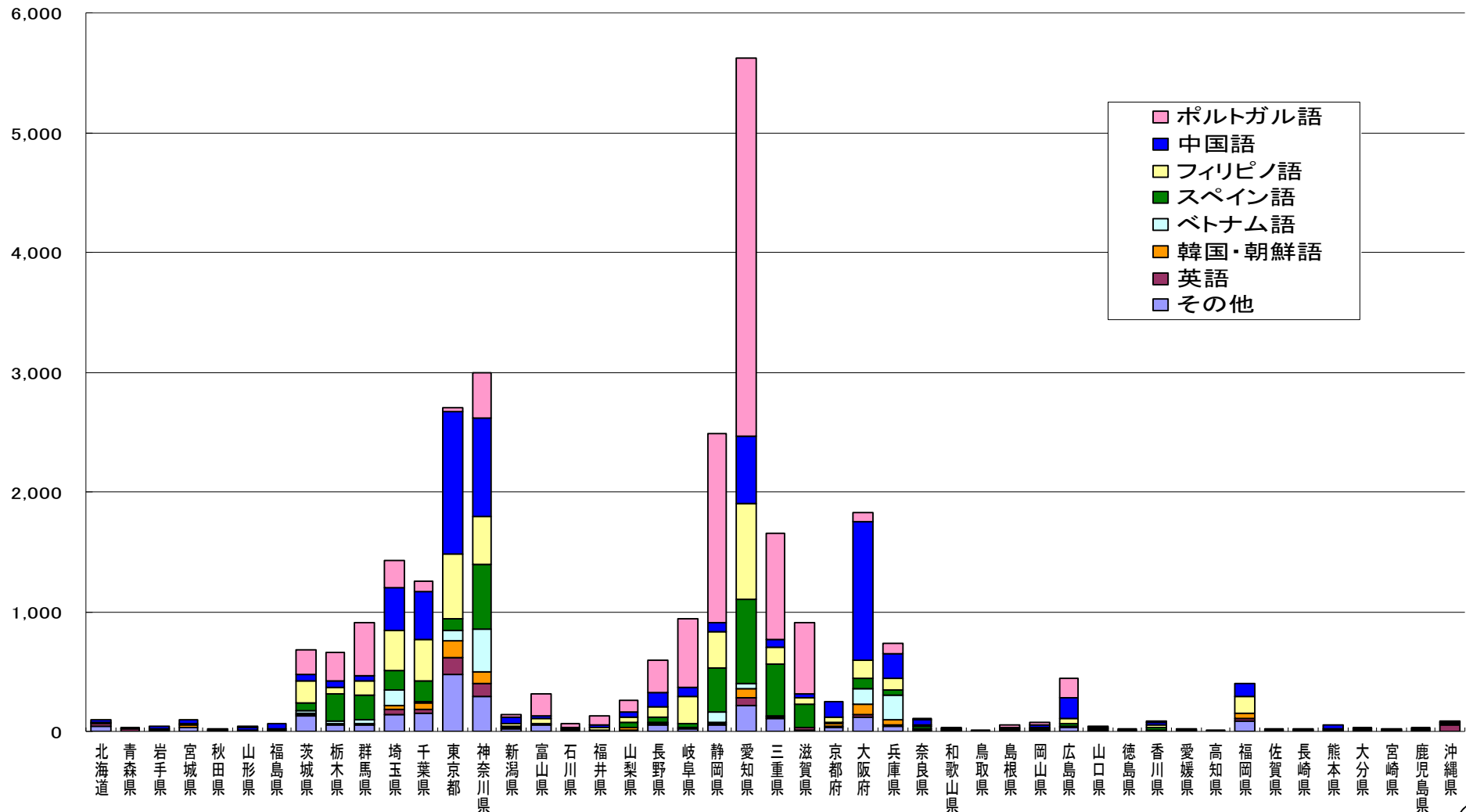
※2 特別支援学校については、平成18年度以前においては盲・聾・養護学校であった。

※3 本調査は、平成20年度より隔年実施となったため、平成21年度は実施していない。

1. (1) - 2 各都道府県における日本語指導が必要な外国人児童生徒の数

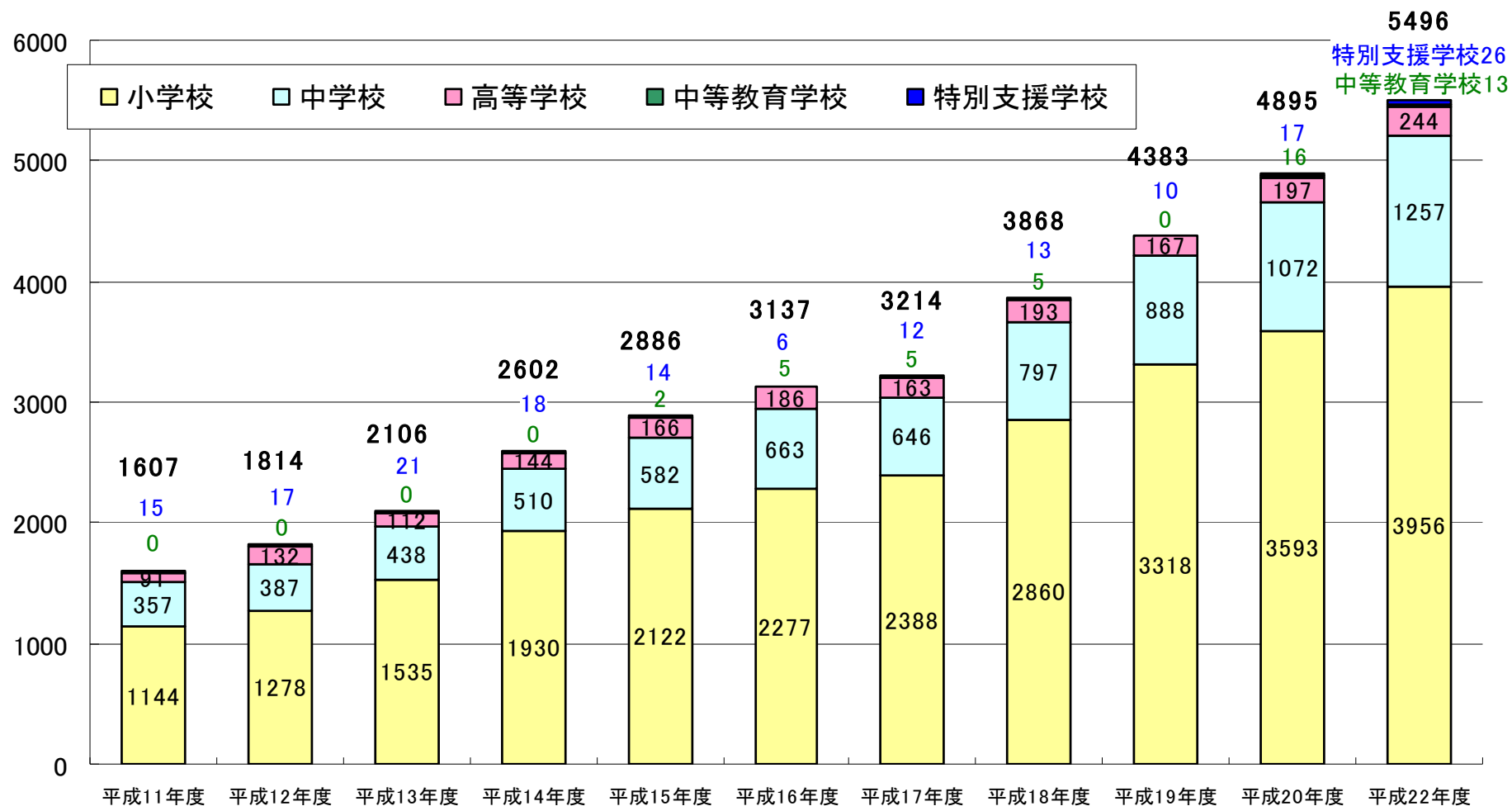
日本語指導が必要な児童生徒が集中している地域もあるが、全国に散在。

→全国どの地域・学校においても、日本語指導が必要な児童生徒が、きめ細かな日本語指導や適応指導を受けることができるよう、受入体制の整備を図ることが必要。



(出典) 文部科学省「平成22年度日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

1. (1)－3 日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒の数



(出典) 文部科学省「平成22年度日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

※1 特別支援学校については、平成18年度以前においては盲・聾・養護学校であった。

※2 「日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒」には、帰国児童生徒のほか、本人が重国籍又は保護者の一人が外国籍である等の理由から、日本語以外の言語を家庭内言語として使用しており、日本語の能力が十分でない児童生徒が含まれる。

1. (1)－4 日本語指導が必要な児童生徒に対する義務教育の考え方について

- 日本語指導が必要な児童生徒の中には、日本国憲法、教育基本法及び学校教育法に基づく義務教育の対象となる帰国児童生徒や日本国籍を有する重国籍の児童生徒等が含まれる。
- 外国人児童生徒については、保護者に就学義務はないが、国際人権A規約や児童の権利に関する条約等も踏まえ、公立の義務教育諸学校へ就学を希望する場合には、無償で受入れを行うこととされている。

【参考条文】

■日本国憲法(昭和二十一年十一月三日憲法)(抄)

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育はこれを無償とする。

■学校教育法(昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号)(抄)

第十六条 保護者(子に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。以下同じ。)は、次条に定めるところにより、子に九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

第十七条 保護者は、子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が満十二歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終わり(それまでの間において当該課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり)までとする。

2 保護者は、子が小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負ふ。

3 (略)

■教育基本法(平成十八年十二月二十二日法律第二十号)(抄)

(義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2～4 (略)

■経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)(昭和五十四年八月四日条約第六号)(抄) ※ 我が国は、第13条2(b)の「特に、無償教育の漸進的な導入により」に拘束されない権利を留保。

第十三条

一 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。

二 この規約の締約国は、一の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。

(a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育(技術的及び職業的中等教育を含む。)は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。

三、四 (略)

■児童の権利に関する条約(平成六年五月十六日条約第二号)(抄)

第二十八条

一 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

(a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育(一般教育及び職業教育を含む。)の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

二、三 (略)

1. (1)－5 学習指導要領における帰国・外国人児童生徒の指導に関する記述

●小学校学習指導要領解説(平成20年3月改訂、平成23年度施行)(抜粋)

第3章 教育課程の編成及び実施

策5節 教育課程実施上の配慮事項

8 海外から帰国した児童や外国人の児童の指導(第1章第4の2(8))

(8) 海外から帰国した児童などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うこと。

国際化の進展に伴い、学校現場では帰国児童や外国人児童の受け入れが多くなっている。(略)一人一人の実態は、その在留国、在留期間、年齢、外国での就学形態や教育内容・方法、さらには家庭の教育方針などによって様々である。このため、(略)一人一人の実態を的確に把握し、当該児童が自信や誇りをもって学校生活において自己実現を図ることができるように配慮することが大切である。

(略)なお、外国人児童等の中には日常的な日本語の会話はできていても学習に必要な日本語の能力が十分ではなく、学習活動への参加に支障が生じている場合もあることに留意する必要がある。また、教科の指導においては、児童一人一人に応じたきめ細かな指導が大切である。このような指導は、通常の授業や日常の学校生活において十分配慮することが基本ではあるが、これらの**児童の実態によっては、取り出し指導や放課後を活用した特別な指導などの配慮をすることも大切**である。(略)また、(略)外国での生活や外国の文化に触れた体験を、本人の各教科等の学習に生かすようにするとともに、他の児童の学習にも生かすようにすることが大切である。(略)

このような、海外から帰国した児童や外国人の児童については、本人に対するきめ細かな指導とともに、他の児童についても帰国した児童や外国人の児童の長所や特性を認め、広い視野をもって異文化を理解し共に生きていこうとする姿勢を育てるよう配慮することが大切である。そして、(略)国際社会に生きる人間として望ましい能力や態度を育成することが期待される。

※中学校学習指導要領(平成20年3月改訂、平成24年度より全面実施)及び高等学校学習指導要領((平成21年3月改訂、平成25年度から年次進行で実施)においても同様の記述あり。

1. (1)－6 日本語指導の現状及び課題

- 日本語指導が必要な児童生徒に対して、現在、公立小・中学校では、学習指導要領も踏まえ、地域の実情や児童生徒の実態に応じて、「取り出し指導」※1や「入り込み指導」※2などが行われている。
- 児童生徒が在籍する学校以外の学校(他校)又は公民館や教育センター等の地方公共団体が管理運営する学校外施設でも日本語指導が行われている。

※1「取り出し指導」:児童生徒の在籍学級以外の教室で指導を行うもの。

※2「入り込み指導」:児童生徒の在籍学級での授業中に日本語指導担当教員や支援員等が教室に入り、支援するもの。

日本語指導を巡る課題

- ① 日本語指導は教育課程に位置付けられておらず、各教科等の中で行われているもの、課外活動として行われているものなど、地域や学校、児童生徒の実態等により、指導内容や指導体制(指導者の身分、指導時間、指導場所等)は多様。
- ② 指導計画の作成や学習評価が求められておらず、必ずしも児童生徒一人一人の実態に応じた指導体制が十分に整備されていない。
- ③ 他校や学校外施設に通って日本語指導を受ける児童生徒は、放課後等に課外授業を受けることもあり、負担が大きい。



➡ **児童生徒の負担に配慮しつつ、全国で一定の質が担保された日本語指導を行うことができるような制度の整備が必要。**

1. (2) 検討の経緯

1. (2) - 1 様々な提言

- 「定住外国人の子どもの教育等に関する政策懇談会」の意見を踏まえた文部科学省の政策のポイント」(平成22年5月19日 文部科学省)(抜粋)

Ⅲ「入しやすい公立学校」を実現するための3つの施策

3 受入れ体制の環境整備及び上級学校への進学や就職に向けた支援の充実

- 外国人児童生徒の日本語能力等に配慮した弾力的なカリキュラムの編成など制度面についての検討(略)など、小学校又は中学校に入しやすい環境の整備を促進。

- 「日系定住外国人施策に関する基本指針」(平成22年8月31日 日系定住外国人施策推進会議)(抜粋)

4. 国として今後取り組む又は検討する施策

<子どもを大切に育てていくために必要な施策>

- ・ 日系定住外国人の子どもが不就学にならないよう、また、公立学校において、外国人児童生徒が日本の学校や教育環境に早期に適応できるよう、入学・編入学時の日本語指導の充実や国際理解教育の推進を図るとともに、外国人児童生徒に対する弾力的なカリキュラムの編成など制度面の検討も含め、受入体制の整備を行う。

1. (2) - 2「日本語指導が必要な児童生徒の教育の充実のための検討会」(平成22年度11～3月)

- 平成22年11月、「日本語指導が必要な児童生徒の教育の充実のための検討会」(平成22年11月1日初等中等教育局長決定)を設置。
- 教育現場における日本語指導の実態等を把握した上で、学校における日本語指導が必要な児童生徒に対する教育、特に指導形態等について検討を行い、「外国人児童生徒の日本語能力等に配慮した弾力的なカリキュラムの編成など」を可能とする制度化を進める上での今後の論点及び留意事項を整理。

(参考) 検討会により示された今後の論点や留意事項

基本的考え方

- ・ 日本語指導が必要な児童生徒は多様であり、その指導体制、指導の実態(指導内容、指導時数、指導期間等)も地域・学校により様々。
- ・ 各地域・学校が既に行っている多様な取組を今後も認め、より円滑に実施できるようにすべき。

1. 日本語指導の教育課程における位置付け方

○案1: 新たな特別の教育課程として位置付ける

-
- ・ 各学校がそれぞれの実情に応じて既に行っている多様な指導形態をより円滑に実施できるような特別の教育課程の設計方法の検討等が必要。
 - ・ 特別の教育課程を活用することにより、日本語指導が必要な児童生徒に対する教育を学校の教育課程に明確に位置付け、学校教育の中で日本語指導が適切に行われることが大切。
 - ・ 特別の教育課程の趣旨を教育現場に丁寧に周知すべき。
 - ・ 特別の教育課程の創設と教員加配の充実を一体で進めるべき。

○案2: 個々の能力等に応じた習熟度別指導で対応する

-
- ・ 教員加配の充実は不可欠。

2. 自校外での日本語指導の在り方

- ・ 日本語指導を行う場は自校が原則であり、全校を挙げての支援体制の構築が大切。
- ・ 教員の指導体制が充実していない地域等においては、児童生徒の負担軽減にも考慮しつつ、児童生徒及びその保護者の意思に基づき、他校にある日本語教室など自校外での日本語指導を受講する機会を認めていくべき。

【留意事項】児童生徒が自校外に通う場合には、安全上の問題、費用負担の問題等を留意すべき。

2. 学校教育における日本語指導の在り方について

(1) 教育課程への位置付け
(特別の教育課程」の編成・実施)

2. (1)－1 日本語指導の教育課程への位置付け

○ 日本語指導が必要な児童生徒の学ぶ権利を保障し、学校教育法施行規則及び学習指導要領で定める教育課程に基づく学習内容の定着を図る上で、他の児童生徒と共に学校生活を送るために必要な日本語の能力も含め、日本語で各教科等の学習に参加できる能力を、学校教育の中で身に付けることができるよう配慮が必要。

→ **日本語指導を教育課程に位置付けて行うことができるようにする。**

学校教育の一環として行う日本語指導の質の担保を図ることが必要。

児童生徒の実態に応じて、例えば、各教科等の授業時数に替えて日本語指導を行う時間を設けることができるようにすることが必要。

国が示す一定の要件を満たす日本語指導を行う場合には、「特別の教育課程」を編成・実施することができるようにする。

2. (1)－2 日本語指導を行う場合に「特別の教育課程」の編成・実施を認める理由

- 「特別の教育課程」の編成・実施については、教育基本法及び学校教育法における学校教育の目標に関する規定等に照らして適切であり、かつ、地域や学校の実態、児童の心身の発達段階や特性を考慮した教育を実施する必要がある場合などにおいて、一定の要件の下で、これまでも認められてきた。
- 学校教育の一環として、児童生徒一人一人の実態に応じて行う日本語指導は、「特別の教育課程」を編成・実施する趣旨に沿うものと考える。

【参考条文】「特別の教育課程」の編成・実施を認める他の制度の例： 障害のある児童生徒を対象とした通級による指導

■学校教育法施行規則(昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一号)(抄)

第一百四十条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒(特別支援学級の児童及び生徒を除く。)のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定並びに第七十二条から第七十四条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの。

■平成五年文部省告示第七号(最終改正:平成十九年文部科学省告示第四百十六号)(抜粋)

小学校又は中学校において、学校教育法施行規則(以下「規則」という。)第一百四十条各号の一に該当する児童又は生徒(特別支援学級の児童及び生徒を除く。以下同じ。)に対し、同項の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、当該児童又は生徒の障害に応じた特別の指導(以下「障害に応じた特別の指導」という。)を、小学校又は中学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。

- 1 障害に応じた特別の指導は、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導とする。ただし、特に必要があるときは、心身の故障の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含むものとする。
- 2 障害に応じた特別の指導に係る授業時数は、規則第一百四十条第一号から第五号まで及び第八号に該当する児童又は生徒については年間三十五単位時間から二百八十単位時間までを標準とし、同条第六号及び第七号に該当する児童又は生徒については年間十単位時間から二百八十単位時間までを標準とする

【参考】各教科等の習熟度別指導で対応することとしない理由

習熟度別指導

- 各教科等の指導に当たって、児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう行うもの。
「確かな学力」を育成し、学習指導要領のねらいを実現するために、各学校において児童生徒一人一人のよさや可能性を伸ばし、個性を生かす教育の一層の充実を図ることが期待されている。
- 国語、算数、社会等の各教科等の指導の中で、児童生徒の「学習内容の習熟の程度に応じた指導」をはじめ、様々な形で「個に応じた指導」が行われている。

日本語指導

- 外国人児童生徒をはじめとする日本語指導が必要な児童生徒が、学校教育において各教科その他の教育活動に、日本語で参加できる能力の向上を目的とするもの。
- 現に各教科等の指導(習熟度別指導も含む)の中で行われているものもあるが、日本語指導が必要な児童生徒のみを対象とし、初期指導教室等、日本語の能力の向上に資する指導に特化して行われているものもある。

指導の趣旨や内容に鑑みると、日本語指導を習熟度別指導のみで対応することは困難。

【学習指導要領における習熟度別指導に関する記述】

●小学校学習指導要領(平成20年3月改訂、平成23年度より全面実施)(抜粋)

第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2. (6) 各教科等の指導に当たっては、児童が学習内容を確実に身に付けることができるよう、学校や児童の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、児童の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導、教師間の協力的な指導など指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ること。

※ 中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領においても同様の記述あり。

2. (2) 「特別の教育課程」による日本語指導の要件

2. (2)－1 「特別の教育課程」による日本語指導の要件

「特別の教育課程」による日本語指導（案）

(Ⅰ)指導の内容

児童生徒が、学校教育において各教科その他の教育活動に、日本語で参加できる能力の向上を目的とする指導。

※ 学校生活を送るために必要な日本語の能力の向上に資する指導も含まれる。

(Ⅱ)指導の対象とする児童生徒

小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する日本語指導が必要な児童生徒。

※ 指導の要否は校長が判断。

(Ⅲ)指導者

①日本語指導担当教員(主たる指導者):免許状を有する教員(常勤・非常勤講師を含む)

②日本語指導補助者:日本語指導や教科指導等の補助を行う支援者、子どもの母語がわかる支援者

※ ②日本語指導補助者は必置ではない。

(Ⅳ)授業時数

年間10単位時間から280単位時間までを標準とする。

※1 授業時数の1単位時間は、学校教育法施行規則別表に定める小・中学校等の1単位時間(45分又は50分)に準じるものとする。

※2 なお、児童生徒の実態に応じて特別の必要がある場合に年間280単位時間を超えて指導することを妨げるものではない。

(Ⅴ)指導の形態及び場所

- ・ 児童生徒の在籍する学校における「取り出し指導」
- ・ 他校における指導

※ ただし、学校に空き教室がない場合や地理的条件等により学校内に当該指導を行う場所を設けることが困難である場合など、やむを得ない事情がある場合には、一定の要件の下、例外的に、学校外施設に通って受ける指導も認めることとする。

(Ⅵ)指導計画の作成及び学習評価の実施

2. (2)－2. 「特別の教育課程」による日本語指導の要件：(I)指導の内容

(I)指導の内容

児童生徒が学校教育において各教科その他の教育活動に、日本語で参加できる能力の向上を目的とする指導。

※ 学校生活を送るために必要な日本語の能力の向上に資する指導も含まれる。

具体的には、「外国人児童生徒受入れの手引き」(平成23年3月文部科学省初等中等教育局国際教育課)の中で「日本語指導のプログラム」として示されている、次の①～⑤のプログラムに該当するような指導内容及び指導方法を想定。

- ①「サバイバル日本語」プログラム
- ②「日本語基礎」プログラム
- ③「技能別日本語」プログラム
- ④「日本語と教科の統合学習」プログラム
- ⑤「教科の補習」プログラム

【参考】「日本語指導のプログラム」

(「外国人児童生徒受入れの手引き」(平成23年3月文部科学省初等中等教育局国際教育課)(抜粋))

①「サバイバル日本語」プログラム

来日直後の児童生徒は、言語はもちろん文化・習慣の違いから生活のあらゆる場面で、困難に直面します。日本の学校生活や社会生活について必要な知識、そこで日本語を使って行動する力を付けることが目的のプログラムです。挨拶の言葉や具体的な場面で使う日本語表現を学習することが主な活動になります。

②「日本語基礎」プログラム

文字や文型など、日本語の基礎的な知識や技能を学ぶためのプログラムです。日々の生活で浴びせられている日本語について、整理し、規則を学び、自分でも使えるようにするための学習をします。日本語の知識・技能の獲得を目的の中心としつつ、学校への適応や教科学習に参加するための基礎的な力として日本語の力を位置付けて計画しましょう。基本的に、(A)発音の指導、(B)文字・表記の指導、(C)語彙の指導、(D)文型の指導の4つがあります。

③「技能別日本語」プログラム

「聞く」「話す」「読む」「書く」の言葉の4つの技能のうち、どれか一つに焦点を絞った学習です。小学校高学年以上、特に中学生には、有効なプログラムだと言えます。また、読解・作文の学習で、目的に応じて読み書きの力を計画的に高めることは教科学習にとっても有益だと考えられます。

④「日本語と教科の統合学習」プログラム

学校では、外国人児童生徒は学習参加のための日本語の力が十分に高まる前から、在籍学級においては教科の授業を受けることとなります。そこで、日本語を学ぶことと教科内容を学ぶことを、一つのカリキュラムとして構成するというアイデアが出てきました。それが、「日本語と教科の統合学習」です。児童生徒にとって必要な教科等の内容と日本語の表現とを組み合わせることで授業で学ばせます。文部科学省はそのためのカリキュラムとして、「JSLカリキュラム」を開発しています。

⑤「教科の補習」プログラム

在籍学級で学習している教科内容を取り出し指導で復習的に学習したり、入り込み指導として、担当教員や日本語指導協力者・支援者の補助を受けたりしながら取り組む学習です。児童生徒の母語がしっかりしていて、支援者や教員が児童生徒の母語ができる場合は、母語で補助しながら進めることが有効です。

3-3. 「特別の教育課程」による日本語指導の要件：（Ⅱ）指導の対象とする児童生徒

（Ⅱ）指導の対象とする児童生徒

小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する日本語指導が必要な児童生徒。

※ 指導の要否は校長が判断。

- 「日本語指導が必要な児童生徒」としては、帰国・外国人児童生徒のほか、重国籍や保護者の一人が外国籍であるなど、海外にルーツを持つ児童生徒等であって、日本語で日常会話が十分にできない児童生徒や日常会話ができても、学年相当の学習言語能力が不足し、学習活動への参加に支障が生じている児童生徒が考えられる。
- このような児童生徒一人一人について、「特別の教育課程」による日本語指導を行うか否かの判断は、学校設置者が定める教育課程の編成基準に従い、児童生徒の教育課程の編成権限を有する校長が行うこととする。
- なお、指導の要否を判断するに当たっては、児童生徒の日本語の能力や学校生活への適応状況も含めた生活・学習の状況等について把握する必要がある。特に、日本語の能力については、「聞く」「話す」「読む」「書く」それぞれの技能別に多面的な観点から把握に努めるとともに、複数人による測定を行うことが望ましい。

【後期中等教育段階の生徒を対象外とする理由】

- ・ 学校教育法において、我が国の後期中等教育段階において行うべき「高度な普通教育及び専門教育」に替えて、「学校教育において各教科その他の教育活動に、日本語で参加できる能力の向上を目的とする」日本語指導を行うことについては、高等学校における日本語指導の実態等も踏まえ、今後慎重な検討が必要。

 **当面は、現行制度の枠組の中で必要な支援を行う。**

【参考条文1】教育課程の編成権限に関する規定

■学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)(抄)

第三十七条 (略)

4 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

■地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号)(抄)

(教育委員会の職務権限)

第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一～四 (略)

五 学校の組織体制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

(学校等の管理)

第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その所管に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱その他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。(略)

■小学校学習指導要領(平成二十年文部科学省告示第二十七号)(抜粋)

第1章 総則

第1 教育課程編成の一般方針

1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び児童の心身の発達の段階や特性を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、(略)

※中学校学習指導要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領等にも同様の記述あり。

【参考条文2】我が国の後期中等教育機関の教育の目標に関する規定

■学校教育法(昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号)(抄)

第五十条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第五十一条 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

第六十三条 中等教育学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする。

第六十四条 中等教育学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

第六十七条 (略)

2 中等教育学校の後期課程における教育は、第六十三条に規定する目的のうち、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを実現するため、第六十四条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

第七十二条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

2. (2)－3. 「特別の教育課程」による日本語指導の要件：(Ⅲ)指導者

(Ⅲ)指導者

- ①日本語指導担当教員(主たる指導者):免許状を有する教員(常勤・非常勤講師を含む)
 - ②日本語指導補助者:日本語指導や教科指導等の補助を行う支援者、子どもの母語がわかる支援者
- ※ ②日本語指導補助者は必置ではない。

(日本語指導担当教員について)

- 「特別の教育課程」による日本語指導は、学校教育の一環として、教育課程に位置付けて行うものであることから、免許状を有する教員(常勤・非常勤講師も含む。)とする。
 - ※ 定年退職した元教員を再任用して活用することも可能。
- 児童生徒一人一人の実態を的確に把握した上で、学校教育において各教科その他の教育活動に日本語で参加できるようにすることを念頭に、指導計画の作成や児童生徒の学習評価の実施等も含め、きめ細かな指導を行うことが求められるため、日本語指導に関する専門的な知識・技能及び児童生徒の実態に応じた指導を行える指導力を有した者を充てることが適当。

(日本語指導補助者について)

- これまで地域や学校において日本語指導に携わってきた経験を有する支援員等を活用することは極めて有効。
- 日本語指導担当教員が作成する指導計画に沿って、当該教員が行う日本語指導や教科指導等の補助を行ったり、学校や保護者との間で母語による連絡調整等を行ったりすることなどが期待される。

2. (2)－4 「特別の教育課程」による日本語指導の要件：(Ⅳ)授業時数

(Ⅳ)授業時数

年間10単位時間から280単位時間までを標準とする。

※1 授業時数の1単位時間は、学校教育法施行規則別表に定める小・中学校等の1単位時間(45分又は50分)に準じるものとする。

※2 なお、児童生徒の実態に応じて、特別の必要がある場合に年間280単位時間を超えて指導することを妨げるものではない。

【授業時数の設定に当たっての考え方】

- ①「特別の教育課程」による日本語指導を通して、日本語指導が必要な児童生徒が将来的には在籍する学校、とりわけ在籍する学級において、他の児童生徒と共に日本語で各教科等の学習活動に参加できるようにすることを念頭に置く必要があること。児童生徒の実態に応じ特別の必要がある場合に年間280単位時間を超えて指導することを妨げるものではないが、学校教育法施行規則附則別表で定める総授業時数の大半を「特別の教育課程」で代替することを許容しないようにすること。
- ②初期指導においては、例えば来日直後など一定期間に集中して授業時数を設定することも可能であること。
- ③他校等に移動して指導を受ける児童生徒の負担とならないようにすること。
- ④検討会議で行った「公立学校における日本語指導の在り方に関する調査」の結果、「特別の教育課程」による日本語指導に相当すると考えられる授業については、年間授業時数の都道府県別平均値が、概ね年間280単位時間以内となっていること。
- ⑤日常生活を送る上で十分な日本語の能力を有しており、在籍する学級での学習活動にほぼ参加できるが、定期的な支援が必要であると思われる児童生徒に対して「特別の教育課程」による日本語指導を行う場合、年間10単位時間(月1単位時間程度)の指導により十分効果があると考えられること。
一方で、これを下回る指導時数で足るような児童生徒については、基本的には、「入り込み指導」など各教科等の授業の中で指導上の工夫を図り、対応することが望ましく、必ずしも「特別の教育課程」を編成・実施することを要しないと考えられること。
- ⑥障害のある児童生徒に対する通級による指導の授業時数については、
 - ・言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者及び難聴者に該当する児童生徒については、年間35単位時間から280単位時間まで
 - ・学習障害者、注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒については、年間10単位時間から280単位時間までを標準としていること。

2. (2)－5 「特別の教育課程」による日本語指導の要件：(Ⅳ)授業時数

【「通級による指導」の対象となっている障害のある児童生徒について】

- 「通級による指導」の対象となっている障害のある児童生徒が、「特別の教育課程」による日本語指導を受ける場合は、児童生徒の負担にも配慮し、2種類の指導を併せて、最大年間280時間まで「特別の教育課程」を編成・実施することができるものとする。

【参考1】小・中学校における総授業時数

■学校教育法施行規則(昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一号)(抄)
附則別表第一(附則第三項関係)【小学校】

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
総授業時数	850	910	945	980	980	980

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、四十五分とする。

附則別表第二(附則第三項関係)【中学校】

	第1学年	第2学年	第3学年
総授業時数	1015	1015	1015

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、五十分とする。

2. (2)－6 「特別の教育課程」による日本語指導の要件：(V)指導の形態及び場所

(V)指導の形態及び場所

- ・ 児童生徒の在籍する学校における「取り出し指導」
- ・ 他校に通って受ける指導

※ ただし、学校に空き教室がない場合や地理的条件等により学校内に当該指導を行う場所を設けることが困難である場合など、やむを得ない事情がある場合には、一定の要件の下、例外的に、学校外施設に通って受ける指導も認めることとする。

○ 「特別の教育課程」による日本語指導は、児童生徒が在籍する学校で行うことが原則。
当該学校において日本語指導が確保できない場合は巡回指導の活用、それも困難である場合は、他校に児童生徒が通って指導を受けることを認めるものとする。

○ なお、現在、学校に空き教室がないことや、地理的条件等により学校内に日本語指導を行う場所を設けることが困難であることなどを理由に、学校外施設で指導を受ける事例が多く見られることを踏まえ、学校の教育課程に位置付ける指導を行う上でふさわしい一定の要件を備える施設において日本語指導を行う場合、「特別の教育課程」の編成・実施を認めることが必要。

(学校外施設に関する「一定の要件」として考えられる例)

- ・ 国又は地方公共団体が管理運営する施設であること。
- ・ 学校設置者が運営要綱等で定めるところにより、「特別の教育課程」による日本語指導を行っていること。
- ・ 児童生徒の在籍学校の校長が編成した「特別の教育課程」に基づき、教員が日本語指導を行っていること。
- ・ 児童の在籍する学校、学校設置者、保護者と十分に連携協力を図っていること。

○ 日本語指導担当教員が、本務となる学校以外の学校等において「特別の教育課程」による日本語指導を行う場合、教員の兼務発令や非常勤講師の任命を行うなどして、身分取扱いを明確にすることが必要。

○ 巡回指導を活用して、或いは、他校等に児童生徒が通って「特別の教育課程」による日本語指導を行う場合であっても、児童生徒の在籍する学校の校長が責任を持って、「特別の教育課程」の編成を行うことが必要。

2. (2)－7 「特別の教育課程」による日本語指導の要件 : (VI) 指導計画の作成及び学習評価の実施

(指導計画の作成)

- 児童生徒一人一人の実態に応じて「特別の教育課程」を編成し、きめ細かな日本語指導を行うためには、個々の児童生徒の日本語の能力や学校生活への適応状況も含めた生活・学習の状況、学習への姿勢・態度等の的確な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にし、指導計画を作成することが必要。

「特別の教育課程」による日本語指導を行う場合に、児童生徒の在籍する学校において作成すべき指導計画

学校設置者に提出する指導計画
(特別の教育課程編成・実施計画)

学校内で作成する指導計画
(個別の指導計画)

児童生徒に関する記録

指導に関する記録

「特別の教育課程」による日本語指導を行う旨を、指導を行う児童生徒が在籍する学校から学校設置者（教育委員会等）に届け出る。

具体的な指導計画を作成することにより、児童生徒一人一人の実態を的確に把握した上で、

- ・進級・進学を経ても、一貫したきめ細かな日本語指導
- ・学校設置者や保護者、その他関係機関等との連携協力による十分な支援

を行うことが期待される。

※1 各計画は、児童生徒が在籍する学校の校長の責任において、担任と日本語指導担当教員が協力して作成するものとし、定期的に行う学習評価を踏まえて、適宜見直しを行い、改善を図ることが求められる。

※2 「特別の教育課程」による日本語指導の実績についても、学校から学校設置者に報告するものとする。

指導計画に盛り込むべき事項(案)

学校設置者に提出する指導計画 (特別の教育課程編成・実施計画)	学校内で作成する指導計画 (個別の指導計画)	
<p>※ 指導の対象となる児童生徒全員分を一覧にして提出。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大まかな指導内容 ・ 指導形態 ・ 授業時数・指導期間 	児童生徒に関する記録	指導に関する記録
	<p>※ 指導の対象となる児童生徒一人一人について作成。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名 ・ 性別・生年月日 ・ 国籍、ルーツのある国名 ・ 家庭内で使用する言語 ・ 入国年月日、学校受入年月日 ・ 生育歴・学習歴 ・ 家族構成、家庭の状況 ・ 学校内外での支援の状況 ・ 進路希望 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語の能力 ・ 指導目標・内容・形態 ・ 日本語指導担当教員・日本語指導補助者の氏名 ・ 指導場所 ・ 授業時数・指導期間 ・ 授業内容・方法に関する評価及び学習状況の評価 <p style="text-align: right;">等</p>

- 指導計画の作成・管理に係る教育現場の負担が過重とならないよう配慮が必要。
- 各計画の事例について、「外国人児童生徒受入れの手引き」における「日本語指導のコース設計」や地域の事例なども参考にしつつ、日本語指導に関する有識者の識見等も得ながら、今後、教育現場に対して示していくことが望ましい。

2. (2)－8 「特別の教育課程」による日本語指導の要件 : (VI) 指導計画の作成及び学習評価の実施

(学習評価の実施)

- 「特別の教育課程」による日本語指導を行う場合、児童生徒の自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などを含めた学習の状況を適切に評価するとともに、児童生徒一人一人に、指導計画に基づく学習内容が確実に定着するよう、指導の改善につなげる上で、児童生徒に対する学習評価を行うことは重要。
 - 日本語指導担当教員が適宜、日本語指導補助者と情報交換を行いながら、実施。
-
- まず、児童生徒が学校に編入学してきた時点でどの程度の日本語の能力を有しているのかを、「聞く」「話す」「読む」「書く」それぞれの技能別に把握することが重要。
その上で、指導を通じて、4技能別の日本語の能力や各教科等の学習活動に日本語で参加するための能力がどの程度向上しており、具体的にどのような課題があるのか等について、一定の期間ごと(月・学期・年度など)に把握し、適宜、「個別の指導計画」(特に、「指導に関する記録」)自体の見直しを行い、具体的な指導内容や指導方法の改善に生かしていくことが必要。
 - 上記の能力の把握に当たっては、授業中の観察、発表やスピーチ、作文などの成果物の確認など様々な方法を活用して、児童生徒一人一人の日本語の能力や学習状況を総合的に把握する工夫が必要。
 - 家庭内で使用している言語とは別に、学習するための言語として日本語を習得しようとする場合、本人の学力、日本での滞在期間のほか、性格や学校への適応状況、家庭でも学習環境など、様々な要素がその習得の状況に大きな影響を与え得る。児童生徒一人一人の日本語の習得に影響を与えている諸要因にも着目しつつ、積極的に学習活動に参加しようとする意欲や態度についても、丁寧な学習評価を行うことが求められる。
 - この他、一般の児童生徒と同様に、学習指導要領に定める目標に準拠して評価を行うことや個人内評価を重視すること、学習指導と学習評価とを一体的に進めること、指導目標や指導内容、評価基準の設定においては一定の妥当性が求められることなどについて、十分配慮することが求められる。

【参考】指導要録、調査書及び通知表について

指導要録

： 児童生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録して指導のための資料とするとともに、外部に対する証明書等に役立たせるための原簿としての性格を有するもの。

- 「特別の教育課程」による日本語指導を受けた児童生徒については、「指導に関する記録」の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、当該指導の内容及び所見、授業時数、指導期間等を記入することが必要。

調査書(いわゆる内申書)

： 児童生徒が上級学校へ進学する場合、学校においては入学者選抜のための資料として作成が必要となるもの。

- 例えば、中学校において、教科指導等と比較して「特別の教育課程」による日本語指導を比較的多く受けた経験を持つ生徒が、高等学校等への進学を希望している場合には、当該指導の所見についても記載するなどの配慮が必要。

通知表(通信簿)

： 児童生徒の学習の状況や成果、行動・性格・健康などの状況を定期的に保護者に連絡することにより、学校と家庭が協力して児童生徒の教育に当たろうという趣旨で作成されているもの。

- 「特別の教育課程」による日本語指導を受けた児童生徒に対して、当該指導の過程や成果、一人一人の可能性などを適切に示すことにより、日本語指導に関する今後の指導方針を学校と保護者との間で共有するとともに、児童生徒のその後の学習を支援することに役立てることが重要。
- 児童生徒一人一人に対する日本語指導の状況について、保護者にわかりやすく伝え、理解を得るために、各学校において、記載内容や方法、様式等について工夫を図ることが必要。

【参考】「特別の教育課程」による日本語指導を行う場合の年間スケジュール(例)

イメージ

	学校設置者(教育委員会等)	学 校
4月		<ul style="list-style-type: none"> ○職員会議にて、校内の日本語指導の場に関する運営計画や「個別の指導計画」について共通理解を図る <ul style="list-style-type: none"> ・指導体制(時間割等)、「特別の教育課程」を編成する児童生徒と授業時数等 ○「特別の教育課程」による日本語指導
5月		<ul style="list-style-type: none"> ※課程外の補充学習 <ul style="list-style-type: none"> ・教員又は指導補助者(ボランティアの活用を含む。)により、昼休み、放課後、休業日等を活用して実施。
6月		
7月		<ul style="list-style-type: none"> ○1学期の学習評価及び2学期の指導計画の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導担当教員が指導補助者と情報交換を行いながら、定期的に学習評価を実施。 ・学習評価を踏まえ、担任と日本語指導担当教員が協力して、指導計画の見直しを行い、次期の指導計画を作成。
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○対象児童生徒の把握 学校設置者への報告以降に ○児童生徒の編入、転出入 ○児童生徒の学習状況の変化などにより、「特別の教育課程」を編成する児童生徒について変更が生じた場合は、各学校で『特別の教育課程』実施報告書(毎年5月提出)を随時更新する。 	<ul style="list-style-type: none"> ※課程外の学習会 <ul style="list-style-type: none"> ・教員又は指導補助者(ボランティアの活用を含む。)により、夏季休業中等を活用して実施。
9月		<ul style="list-style-type: none"> ○「特別の教育課程」による日本語指導
10月		
11月		
12月		<ul style="list-style-type: none"> ○2学期の学習評価及び3学期の指導計画の作成
1月		<ul style="list-style-type: none"> ○「特別の教育課程」による日本語指導
2月		
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○当該年度の特別の教育課程編成・実施報告書の集約 ○次年度の特別の教育課程編成・実施計画の確認 ※ 概ね年度末までに実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○年度末の学習評価、1年間の指導体制等の見直し ○日本語指導が必要な児童生徒について、指導計画の作成及び指導体制の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・担任と日本語指導担当教員が協力して、「特別の教育課程」による指導計画を作成。(計画の作成等に当たり、日本語指導補助者とも十分な意見交換を実施) ○当該年度の特別の教育課程編成・実施報告書及び次年度の特別の教育課程編成・実施計画を、学校設置者に届出。

○指導計画の作成と見直し
 ・日本語指導が必要な児童生徒の指導計画については、
 ①来日直後は2週間ごとに、来日3か月目以降は3か月ごとに作成するなどの工夫をすること。
 ②日本語の習得状況や学校生活への適応状況に合わせて、3か月に1回程度は、計画を再検討するとよい。
 (参考:『外国人児童生徒受入れの手引き』)

3. おわりに

3. 「特別の教育課程」による日本語指導の実現により期待される効果と今後の展望

期待される効果

- ・ 児童生徒一人一人の実態を踏まえたきめ細かな指導の実現
- ・ 指導を受けた児童生徒の各教科その他の教育活動に日本語で参加できる能力の向上
- ・ 地域や学校において日本語指導に携わる関係者の意識の啓発及び指導力の向上



- ☆ 学校教育の一環として行う日本語指導の全国的な質の担保
- ☆ 日本語指導が必要な児童生徒が学校において主体的に学び、希望する進路を選択できる機会の保障

※ 国における制度の周知等について

- 学校教育における新たな制度であり、全国的な実施に際して、国は十分な準備期間を設け、事前に丁寧な周知を行うことが必要。
- 制度の趣旨や概要のみならず、具体的な指導や学習評価の在り方等についても、様々な機会を捉えて、幅広く情報提供を行い、教育現場の理解を促すことが求められる。

【参考】これまでの検討経緯及び今後のスケジュール(案)

平成24年度

4月

「日本語指導が必要な児童生徒を対象とした指導の在り方に関する検討会議」設置
(平成24年4月11日初等中等教育局長決定)

4月24日

検討会議(第1回)

6~7月

「公立学校における日本語指導の在り方に関する調査」の実施

7月31日

検討会議(第2回)

12月27日

検討会議(第3回)

3月21日

検討会議(第4回)

平成25年度

4~6月頃
(見込み)

中央教育審議会教育課程部会・初等中等教育分科会への付議

学校教育法施行規則改正及び文部科学省告示 パブリックコメント(約1ヶ月)
公布

制度改正の周知

- ・都道府県等への通知の発出
- ・連絡協議会・主管部課長会議等における周知
- ・Q&A等の作成・送付(文部科学省HP上に掲載予定)

平成26年度

4月1日
(見込み)

学校教育法施行規則改正及び文部科学省告示 施行(新制度スタート)